行 政 \機関等  $\mathcal{O}$ 保有する個 人情 報  $\mathcal{O}$ 適 正 か つ効果的 な活用による新たな産業の 創出並 び に . 活 力ある経

社 会及び豊か な国 民生 活 の実 現に 資するため 0 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 に . 関 はする 法

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一 条 行政機 関  $\mathcal{O}$ 保有する個 [人情] 報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) の一部を次のよう

に改正する。

目次中

第

五章

雑則

(第四十五条

第五十二条)」

を

「第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

第五章 雑則(第四十五条—第五十二条)

(第四十四条の二―第四十四条の十六)

に改める。

第 条中 「かんがみ」を 「鑑み」 に改め、 「基本的事項」 の 下 に 「及び行政機関 B非識別. 加 工情 報 **行**: 政

機関 非 識別 加 工 情 報ファイルを構成するものに限る。 )の提供に関する事項」 を加え、 図 りつつ を

図 り、 並びに個 人情報の 適 正 か つ効果的な活用が新たな産業 の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国

民生活 の実現に資するものであることその他 0 個 人情報  $\mathcal{O}$ 有用性に配慮し つつし に改める。

第二条第二項中 「当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの 他 の情報と照合することができ、 それにより特定の個 人を識別することができることとな

るものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、 同項に次の各号を加える。

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、 図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式

(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。 次項第二

号において同じ。)で作られる記録をいう。 以下同じ。)に記載され、 若しくは記録され、 又は音声

動 (作その他の方法を用いて表された 切の 事項 (個 人識別符号を除く。) をいう。 以下同じ。 こに

ょ り特定 の個・ 人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、 それにより特定の個

人を識別することができることとなるものを含む。)

## 一 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、 同条第三項ただし書中「平成十一年法律第四十二

号」の下に 以 下 「行政機関情報公開法」という。 を加え、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次

に次の二項を加える。

3 この 法律にお いて 個 人識別符号」とは、 次の各号のいずれかに該当する文字、 番号、 記号その他

 $\mathcal{O}$ 

符号のうち、 政令で定めるもの をいう。

特定の個 人の身体の一 部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、 番号、 記号その他

の符号であって、 当該特定の個人を識別することができるもの

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、 又は個人

に 発行されるカードその他 の書類に記載され、 若しくは電磁的方式により記録された文字、 番号、 記

号その他 の符号であって、 その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよ

うに割り当てられ、 又は記載され、 若しくは記録されることにより、 特定の利用者若 しくは 購入者又

は 発行を受ける者を識別することができるも

4 の法律において 「要配慮個 人情報」とは、本人の人種、 信条、 社会的身分、 病歴、 犯罪の 経歴、 犯

罪に より害を被った事実その他本人に対する不当な差別、 偏見その他の不利益が生じないようにその取

扱 に特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二条に次の四項を加える。

この法律において 「非識別加工情報」とは、 次の各号に掲げる個 人情報 (他の情報と照合することが

でき、それにより特定の個 人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合すること

ができ、 それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。以下この項

において同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない

(個 人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、 又は当該個人に関する

情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報 (当該個人に

関する情報 の全部又は一部を含む個人情報その他 !の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。 ر ح

照合することにより、 特定の個人を識別することができないことをいう。 第四十四条の十第一 項にお

て同じ。) ように個 人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、 当該個人情報を復元するこ

とができないようにしたものをいう。

第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一

部 の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む

第二項第二号に該当する個人情報 当該 個人情報に含まれる個 人識別符号の全部を削除すること(

当該個· 人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること

を含む。)。

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイ

ル を構成する保有個人情報 (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが

できることとなるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別すること

ができることとなるものを除く。)を除く。以下この項において同じ。)の全部又は一 部 (これらの一

部 に 行政 以機関情! 報 公開法第五条に規定する不開 示情報 (同条第一号に掲げる情報を除く。 以下この項に

お いて同じ。 )が含まれているときは、 当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる

非識別加工情報をいう。

第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する

個 人情報 ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、 当該個人情報ファイルを構成する保有

個 人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示 **0** 請求があ ったとしたならば、 当該 行政

機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

1 当該 行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一 部を開示する旨の決定をすること。

口 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

 $\equiv$ 行政の適正 かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、 第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個

情 報ファ イルを構成する保有個人情報を加工して非識 別加 工情報を作成することができるものである

こと。

10

この法 は律にお į, 7 「行政機関 非 、識別加工情報ファイル」 とは、 行政機関非識別加工情報を含む情報  $\mathcal{O}$ 

集合物であって、次に掲げるものをいう。

特定の行政機関非識別加 工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成し

たもの

前号に掲げるもののほか、 特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体

系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この 法律にお į, . T 「行政機関 非 識別加工情 報 取扱事業者」 とは、 行政機関 非 識 別加 工情 報ファイル を

事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

## 一国の機関

独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十

九号。 以 下 「独立行政法人等個 一人情報保護法」という。) 第二条第一項に規定する独立行政法人等を

いう。以下同じ。)

## 三 地方公共団体

兀 地 方 独 <u>\\</u> 行 政 法 人 (地方独立行政法 人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一 項に規定する地

方独立行政法人をいう。以下同じ。)

第四 [条中 「電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

記 録 (第二十四条及び第五十五条において 「電磁的記録」という。)」 を 「電磁的 記録」 に改め、 同条第

三号中 「(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五 十九号。 以下「

独立行政法人等個 人情報保護法」 という。 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。 以下同じ。

及 び (地 方独立 一行政 法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一 項に規定する地方独立 立行政法

人をいう。以下同じ。)」を削る。

第五条中 「保有個 人情報」の下に「(行政機関非識別加工情報 (行政機関非識別加工情報ファイルを構

成するものに限る。 次条第二項において同じ。) 及び削除情報 (第四十四条の二第三項に規定する削除情

報をい う。 次条第二項及び第十条第二項第五号の三において同じ。) に該当するものを除く。 次条第 一 項

. 第八条及び第十二条第一項において同じ。) 」を加える。

第六条第 項中 「き損」 を 野 損 に改め、 同 条第二項中 個 人情報」 の 下 に (行政機関 非 識

別加

工

情 報及び削 除情 報 に該当するものを除く。 次条、 第三十八条、 第四十八条、 第五十条及び第五 十 条 12 お

いて同じ。)」を加える。

第十 条第一項中 「及び第五十一条」を「、 第五十一条及び第五十一条の五から第五十一条の七まで」に

改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五. の 二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個 人情報ファイル

五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第十条第二項第十一号中 「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第十一条第一項中「第三項において」を「以下」に改める。

第十四条第二号中

「含む。)」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五条第二項中 「記述等」 の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十二条第二項及び第三十四条第二項中「第二条第三項」を「第二条第五項」 に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

(行政機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四条の二 行政機関の長は、 この章の規定に従い、行政機関非識別 加工情報 (行政機関非識別加工

情報ファイルを構成するものに限る。 以下この章及び次章において同じ。)を作成し、 及び提供するこ

とができる。

2 行 政 機関 の長は、 法令に基づく場合を除き、 利用口 目的以外の 目的 のために行政機関 非 識 別加工 |情報| 及

び 削 除情 報 (保有個 人情 報に該当するも のに限る。 を自ら利用 Ļ 又は提供してはなら ない。

3 前項の 削 除情報」とは、 行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個 人情報 他 の情報と照合す

ることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合

することができ、 それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。) を除く。 以

下この章において同じ。) から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四 十 -四条 の 三 行政 機関 の長は、 当該 行 2政機関 が保 有 L 7 1 る個人情 報 ファイルが第二条第九 項各号の

1 ず れにも該当すると認めるときは、 当該個 人情報ファイルについては、 個 1人情 報ファ 1 ル 簿 に 次 に掲

げ Ś 事項を記載しなければならない。 この場合における当該 個 人情報ファイルについての第十一条第一

項の規定の適用については、 同項中 「第九号」とあるのは、 「第九号並びに第四十四条の三各号」とす

る。

第四十四条の五第一 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

- 一 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該 個 人情 報 ファイルが 第二条第九項第二号 (ロに係る部分に限る。) に該当するときは、 第四十

兀 条の八第一項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書

の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第四十四条の 匹 行政 機関 の長は、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 定期的に、 当該行政

機 関 が保有 してい る個人情報ファイル (個 人情 報ファイ ル簿に前条第一号に掲げる事項  $\mathcal{O}$ 記 載が あるも

0 に 限る。 以下この章にお いて同じ。 について、 次条第 一項の提案を募集するものとする。

行 |改機| 関 非 識 别 加工情報をその用に供 して行う事 業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作

成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別 加工情報取扱事業者になろうと

する者は、 行政機関の長に対し、 当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した書面を行

政機関の長に提出してしなければならない。

提案をする者の氏名又は 名称及び 住所 又は 居所並びに法人その他の 団体にあっては、 その代表者の

氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関非識 別 加 工 情報 の本人の数

項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

兀

前号に

. 掲げ

るも

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほか、

提案に係る行政

機

| 関非識

別加工

情報の作成に用い

る第四十四条の十第一

五. 提案 に 係 る行 政 機 関 非 識 別 加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 目 的 及び方法その他当該行政 機関非識 別 加 工 情報がそ

の用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関非識別 加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関非識別 加 工 情報の漏 えい の防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管

理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、 個 人情報保護委員会規則で定める事項

3 前 項の 書面 には、 次に掲げる書面その他 個 人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければなら

ない。

第一 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資す

るものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれ かに該当する者は、 前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、 又はこの法律、 個 一人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七

号)若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執

行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない 者

兀 第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、 その解除

の日から起算して二年を経過しない者

五. 独立 行 政法 人等個 人情 報保 護法 第四十 匹 条 の十四の規定により独立 一行政法· 人等個· 人情 報保 護法 第二

条第九項に規定する独立行政法人等非 識別加 江情報 (同条第十 項に規定する独立行政法 1人等: 非識 別加

工情報ファイ ルを構成するものに限る。) の利用に関する契約を解除され、 その解除 の日から起算し

て二年を経過しない者

六 法人そ の他 0 団体であ つって、 その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第四 干 -四 条  $\mathcal{O}$ 七 行政 機関 の長は、 第四十四 条の 五第一 項 の提案があ ったときは、 当該提案が 次に掲 げる

基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

第四十 兀 「条の五 第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

第四十四条の五第二項第三号の提案に係る行政機関非識 別加工情報 の本人の数が、 行政 機関非識別

加 工情報 の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、 カゝ つ、 提案

に 保る個 人情 報ファイルを構成する保有個 人情報の本人の数以下であること。

三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の

十第一項の基準に適合するものであること。

兀 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民

生活の実現に資するものであること。

五 第四十四条の五第二項第六号の期間が行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人

情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る行政機関非識 別加 工情報 の利用の目的及び方法並

並びに同

項第七号の措置が当該行政機関非識別 加 工情 報の 本人の権利利益を保護するために適切なものである

こと。

七 前各号に掲げるもののほか、 個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長は、 前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる

基準に適合すると認めるときは、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該提案をした者に

対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

第四 干四四 条  $\mathcal{O}$ 九 0 規定によ り 行政 人機関 の長との 間 で行政 機関 別非識別. 加 工 **清**報 の利用 に 関する契約 を

締結することができる旨

前号に掲げるも 0 0 ほ か、 個 .人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関 の長は、 第一項の規定により審査した結果、 第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲

げる基準の いずれかに適合しないと認めるときは、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、

当

該提案をした者に対し、 理由を付して、 その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四 干 -四 条  $\mathcal{O}$ 八 個 人情 報 フ ア 1 ル 簿 に第 匹 十 应 条の三第三号に掲げる事 項 0 記 載が ある個 人情 報 ファイ

ル に 係る第 兀 干 应 条の 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 提案に つい て は、 当該! 提案を当該提案に係 る個 人情 報 フ ア 1 ル を構 成

する保有個 人情 報 が記録されている行政文書の 行政機関 情 報公開法第三条の規定による開 示 Ö 請 求と、

前条第二項 の規定による通知を当該行政文書の全部又は 部を開 一示する旨の決定とみなして、 行政 機関

情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。 この場合において、 同条第一項中 行行 政 機関

の長」 とあるのは、 「行政機関 の長 (行政機関の保有する個 人情報の保護に関する法律第五条に規定す

る行政機関 の長をいう。 次項に お いて同じ。 と読み替えるものとするほ か、 必要な技術的 読 替えは

、政令で定める。

2 前 項にお いて準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の 提出の機

会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一 項の提案に係る行政機関 非 識 別 加 工

情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、 当該提案に係る個 人情報ファイル から当

該第三者を本人とする保有個人情報を除 いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、 この

章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十 应 \_ 条 O九 第四 十四四 条 の七 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定による通知を受けた者は、 個 人情報保護委員会規則で定め

るところにより、 行政機関の長との間で、 行政機関非識別加 工情報の利用に関する契約を締結すること

ができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関 の長は、 行政機関非識別加工情報を作成するときは、 特定の個 人を識別するこ

とができないように及びその作成に用いる保有個 人情報を復元することができないようにするために必

要なものとし て個 人情報保護委員会規則で定め る基準に従 V , 当該保有個 人情報を加工しなけ ń ればなら

ない。

2 前 項の 規定は、 行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う

場合について準用する。

第四十

-四条

 $\mathcal{O}$ +

行

政 機

関

 $\mathcal{O}$ 長

は、

行政

機

関 非

識

別

加

工

情報を作成

したときは、

当該行

政機関

非識別加

政 非 識 別 加工情報 報に関する事項の個 人情報 ファイル簿 記 載

行 機機 関 0)

工 情 報  $\mathcal{O}$ 作 成 に 用 1 た保 有個 人情報を含む 個 人情報 ファ Ź ル につい ては、 個 人情報 ファ 1 ル 簿 に 次 に 掲

げ Ź 事 項を記 載し なければならない。 この場合における当 該 個 人情 報 フ ア 1 ル 12 つい 7 0) 第四 + 匹 条  $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 規定により読み替えられた第十一条第一項の規定の適用については、 同項中 「並びに第四 十四条の

三各号」とあるのは、 第四十四条の三各号並びに第四十四条の十一各号」とする。

行政 機関 非 識 別加 工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事 項

次条第 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

作 成され た行 政 機関非 識 別 加 工 情 報をその 用 に 供 して行う事 業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿 に同 条第一 号に掲げる事項が記載された行政機

関 非 :識別: 加工情報をその事業の用に供する行政機関非識 別 加 工情報取扱事業者になろうとする者は、 行

政 機 関の長に対し、 当該事業に関する提案をすることができる。 当該行政機関 非 識 別加 工 一情報に つい . て

第四 十四四 条 が九 0 規定により行政機関非 識 別 加工 情報  $\mathcal{O}$ 利 用 に関する契約 を締結 した者 が、 当該 公行政機

関 非 識 別 加 工 情 報をその 用に供する事業を変更しようとするときも、 同様とする。

2 第 四十 兀 条の 五. 第二項及び第三項、 第四 十四四 条の六、 第四 1十四条 の七 並 びに第四 十四四 条  $\mathcal{O}$ 九 0 規 定 は

前 項の 提 案に つ ١ ر · て準 用する。 こ の 場合において、 第四 十四四 一 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 中 「次に」 とあ るの は 「第

号及び第四号から第八号までに」と、 同項第四号中 「前号に掲げるもののほ か、 提案」 とあ る 0 は

提案」と、 「の作成に用いる第四十四条の十第一 項の規定による加工の方法を特定する」 とあるのは

を特定する」と、 同項第八号中 「前各号」 とあるのは 「第一号及び第四号から前号まで」 と、 第四· 十四四

条の七第一項中 「次に」 とあるのは 第一 号及び第四号から第七号までに」と、 同項第七号中 「前各号

とあるのは 「第一号及び前三号」 と、 同条第二項中 「前項各号」とあるのは 「前項第一号及び第四号

カ ら第七号まで」 と、 同条第三項中 「 第 一 項各号」 とあるのは 「第一項第 一号及び第四号か ら第七号ま

(手数料)

で

と読み替えるものとする。

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する

者は、 政令で定めるところにより、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなけ ればならない。

2 前 条第二項に お いて準用する第四 十四条の 九 の規定により行政機関非 識別加 Ĭ 情 報  $\mathcal{O}$ 利 用 に . 関 する契

約を締結する者は、 政令で定めるところにより、 前項の政令で定める額を参酌し て政令で定め る額 の手

数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 行政機関の長は、 第四十四条の九 (第四十四条の十二第二項において準用する場合を

含む。 の規定により行政機関非識別加 工情報 (T) 利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれか

に該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

第四十 四条の六各号 (第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。) のいずれかに該当

することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 行政機関の長は、 行政機関非識別加工情報、 行政機関非識別加工情報 の作成に用いた

保有個人情 報か いら削除っ した記述等及び個 人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定に より 行 0 た加

工 の方法に関す る情報 (以下この条及び次条におい 7 「行政機関 非 識別 加 工情報等」 という。 0) 漏 え

1 を防止するために必要なものとして個 人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 行政機関非識別加

工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前 項の規定は、 行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を

行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であ った

者又は前条第二項 の受託業務に従事 してい る者若しくは従 事 してい た者は、 その業務 に関 して 知 り得た

行政 機関非識別加 工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。

第四十五条第一項中「前章」を 「第四章」に改め、 同条第二項中「行政機関 の保有する情報の 公 開 に関

する法律」を 「行政機関情報公開法」に、 「前章」を「第四章」に改める。

第四十六条中 「前三章」 「第二章から前章まで」に、 「前章第四節」を 「第四章第四節」

に改める。

を

第四 十七条第二項中 「この法律」 の 下 に (前章を除く。 第四 十九条第 項、 第五 十条及び第五 一十一条

に お į١ て同じ。 を加える。

第四 十八 条 の見出 L を (行政 機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理) に改める。

第五 十一条の次に次の七条を加える。

(第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十一条の二 行政機関の長は、 第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようと

する者がそれぞれ容易か 一つ的確に当該提案をすることができるよう、 当該提案に資する情報の提供その

他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個 人情 報保護委員会は、 前章 . (T) 規定の円滑 な運 用を確保するため、 総合的な案内所を整備するものと

する。

(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第五十一条の三 行政機関の長は、 行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適

切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第五 十一条  $\mathcal{O}$ 兀 個 人情報保護委員会は、 行政機関の長に対し、 前章の規定の施行の状況に うい て報告を

求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第五十一条の五 個 人情報保護委員会は、 前条に定めるもののほか、 前章の規定の円滑な運用を確保する

ため必要があると認めるときは、 行政機関の長に対し、 行政機関における行政機関非識 別 加 工情報の取

扱い に関する事務の実施状況について、 資料の提出及び説明を求め、 又はその職員に実地調査をさせる

ことができる。

## (指導及び助言)

第五十一条の六 個 人情報保護委員会は、 前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めると

きは、 行政機関の長に対し、 行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、 必要な指導

及び助言をすることができる。

#### (勧告)

第五十一条の七 個 人情報保護委員会は、 前章の規定の円滑な運用を確保するため必要が あると認めると

きは、 行政機関 0 長に対 Ļ 行政機関におけ る行政機関非 識 別 加工 一情 報 の取扱 1 に つい て勧告をするこ

とができる。

# (個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 個人情報 の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、 個人情報保護委

員会は、 行政機関の長が同法第七十六条第一項各号に掲げる者 (それぞれ当該各号に定める目的で行

機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。 に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為につい

ては、 その権限を行使しな *(* \ ものとする。

第五· 十三条中 「第六条第二項」 0) 下に 「若しくは第四十四条の十五第二項」 を加え、 「第二条第四項第

号」を「第二条第六項第一号」 に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

独立行政法人等の保有する個 一人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) の一部を次

のように改正する。

目次

中

「第五章

雑則

(第四十五条

第四十九条)

を

第四 章の二 独立行政法人等非識 別加 工情 報

第五· 章 雑則 ( 第 四 十五 条 第四 十 九 条)

の提供 (第四十四条の二―第四十四条の十六)

に改める。

第 「かんがみ」を 「鑑み」に改め、 「基本的事項」の下に「及び独立行政法人等非識 別 加工情報

(独立 行政法人等非 識別加工情報ファイルを構成するものに限る。 の提供に関する事項」 を加え、 図

ŋ つつし を 図り、 並びに個 人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会

及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個 人情報の有用性に配慮しつつ」 に改める。

条第二項中 「当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個 人を識 別すること

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとな

るものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

ができるもの

当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式

、電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。 次項第二

号において同じ。)で作られ る記録をいう。 以下同じ。)に記載され、 若しくは記録され、 又は 音

動 作その他の方法を用い て表された一 切の事項 (個 人識別符号を除く。 をいう。 以下同じ。 しに

ょ り特定 の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、 それにより特定の個

人を識別することができることとなるものを含む。)

# 一 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第五項を第七項とし、 第四項を第六項とし、 同条第三項ただし書中「平成十三年法律第百四十

号 の 下 に \_\_\_ 以下「独立行政法人等情報公開法」という。」 を加え、 同項を同条第五項とし、 同条第二

項の次に次の二項を加える。

3 0 法律に、 お į, 7 個 人識 別符号」とは、 次の各号のいずれかに該当する文字、 番号、 記号その他  $\mathcal{O}$ 

符号のうち、政令で定めるものをいう。

特定の個人の身体の一 部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、 記号その他

の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、

又は個人

に 発行されるカードその他 (T) 書類に記載され、 若しくは電磁的方式により記録された文字、 番号、 記

号その他 の符号であって、 その 利用者若 しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるもの となるよ

うに割り当てられ、 又は記載され、 若しくは記録されることにより、 特 定 の利用者若しくは購 入者又

は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、 信条、 社会的身分、 病歴、 犯罪の 経歴、 犯

罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、 偏見その他の不利益が生じないようにその取

扱い に特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二条に次の四項を加える。

8 この法律において 非 識 別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報 (他の情報と照合することが

でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合すること

ができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。以下この項

において同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない

(個 人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、 又は当該個人に関する

情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報 (当該個 人に

関する情報の全部又は一部を含む個 人情報その他 !の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。 ر ح

照合することにより、 特定の個人を識別することができないことをいう。 第四十四条の十第一項にお

て同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元するこ

とができないようにしたものをいう。

第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一

部 の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む

第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(

当該個-人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること

を含む。)。

9 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報

ファイルを構成する保有個人情報 (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別する

ことができることとなるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定  $\mathcal{O}$ 個 人を識 別す

ることができることとなるものを除く。) を除く。 以下この項において同じ。) の全部 文は (これ

らの 一部に独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報 (同条第一号に掲げる情報を除

以下この項において同じ。)が含まれているときは、 当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工

して得られる非識別加工情報をいう。

第十一 条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する

個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

独立行政法人等情報 公開法第二条第一 項に規定する独立行政法 人等に対 į 当該個· 人情報ファイル

を構成す る保有個 人情 報が記録されてい る法人文書の独立行政法 人等情 報公開法第三条の 規定に、 よる

開 示の 請 求があったとしたならば、 当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものである

こと

1 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の 提出 の機会を与える

こと。

口

三 独立行政法人等の事務及び事 業 の適 正 か つ円滑な運営に支障のない範囲内で、 第四十四 条の 十第

項 の基準に従い、 当該 個 人情報ファ イルを構 成する保有個 人情報を加工して非識別加 工情 報を作成す

ることができるものであること。

10 この法律において 「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、 独立行政法人等非識別加工情報

を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

特定の独立行政法人等非識 別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に

## 構成したもの

前号に 掲げ るもののほ か、 特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるよ

うに体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この法律において 「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、 独立行政法人等非識別加工情

報ファイルを事業の用に供している者をいう。 ただし、 次に掲げる者を除く。

一国の機関

一 独立行政法人等

三 地方公共団体

兀

地方 独 立行 政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地

方独立行政法人をいう。以下同じ。)

第四条中 「電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

記 録 (第二十四条及び第五十二条において 「電磁的記録」という。)」 を 「電磁的記録」に改め、 同条第

三号中 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人

をいう。以下同じ。)」を削る。

第六条中 「保有個 人情 報 の 下 に 「(独立行政法人等非 識 別加工情報 (独立行政法人等非 識 別 加 工情 報

ファイルを構成するものに限る。 次条第二項において同じ。) 及び削除情 報 (第四十四条の二第三項 に規

定する削除情報をいう。 次条第二項及び第十一条第二項第三号の三において同じ。)に該当するものを除

次条第 一項、 第九条及び第十二条第一項において同じ。)」を加える。

第七条第 項中 「き損」を 「毀損」 に改め、 同条第二項中 個 人情報」の下に「(独立行政法人等非識

別 加 工 情報 及び削 除情報に該当するものを除く。 次条、 第三十八条及び第四十七条にお いて同じ。 を

加える。

第十一 条第 一項中 「第三項において」を「以下」 に改め、 同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十一条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第十四条第二号中 「含む。)」 の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」 を加える。

第十五条第二項中 「記述等」 の 下 に 「及び個 人識別符号」 を加える。

第二十二条第二項及び第三十四条第二項中「第二条第三項」を「第二条第五項」 に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四条の二

独立行政法人等は、

この章の規定に従い、

独立行政法人等非識別加工情報

(独 立

立行政法

人等非 識 別 加 工 一情報 ファイルを構成するものに限る。 以下この章及び次章において同じ。 を作成

及び提供することができる。

2 独立行政法人等は、 法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加

工情報及び削除情報 (保有個人情報に該当するものに限る。) を自ら利用し、 又は提供してはならない。

3 前項の 「削除情報」 とは、 独立行政法人等非 、識別加工情報の作成に用いた保有個人情報 (他の情報と

照合することができ、 それにより特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易

に照合することができ、 それにより特定 の個 人を識別することができることとなるものを除く。 を除

く。 以下この章 に お 1 て 同じ。) か ら削 除 した 記 述等 及 び 個 人 識 別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の三 独立行政法人等は、 当該独立行政法 人等が保有している個人情報ファイルが第二条第九

項各号のいずれにも該当すると認めるときは、 当該個人情報ファイルについては、 個人情報ファイル 簿

に次に掲げ る事 項を記載 しなけ ればならな V ) この 場合における当該個 人情報ファイルに うい て の第十

条第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定の 適用 に つい ては、 同 項中 次に 2
掲げ る事 項 とある のは、 「次に掲げる事 項及び第

四十四条の三各号に掲げる事項」とする。

第四 干 匹 条 0 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 提 案の 募集をする個 人情 報 ファ イルである旨

二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 当該 個 人情 報 ファイルが 第二条第九項第二号(ロに係る部分に限る。 に該当するときは、 第四十

兀 条の 八第一項に おいて準 用する独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により

意見書の提出の機会が与えられる旨

## (提案の募集)

第四 十 匹 <u>|</u>条  $\mathcal{O}$ 匹 独立 一行政 法 人等 は、 個人情報保 ·護委員会規則で定めるところにより、 定期 的 に、 当該: 独

<u>\f\</u> 一行 政法人等が保有してい ·る個· 人情報ファ イル (個 人情報ファイ ル 簿に前条第一 号に掲げる事 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 記 載

が あるものに限る。 以下この章において同じ。) について、 次条第一項の提案を募集するものとする。

独 立行政法人等非識別加 工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条

の 五

前条の規定による募集に応じて個

**人情報** 

ファイルを構成する保有個

人情報を加工して作

成する独立 一行政法 人等非 識別 加 工 情報をその事 業の 用 に供する独立行政法 人等非 識別 加 工 情 報 取 扱事業

者になろうとする者は、 独立 行 政法 人等に対 Ų 当該事 業に関する提案をすることができる。

2 前 項の 提 案は、 個 人情 報保護 護委員会規 則で定めるところにより、 次に掲げる事 項を記れ 載し た書 一面を独

立行政法人等に提出してしなければならない。

提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、 その代表者の

氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

- 三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 兀 前号に 掲げ るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 提案に係 る独・ <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人等非 識 別 加 工情 報の作成に用いる第四 十四条の
- 十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- 五. 提案に係る独立 行政法人等 非 識別 加工情况 報 私の利用 の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別

加工情報がその用に供される事業の内容

六

提案に係る独立

立行政法.

人等

非

識別加一

工

情報を前号の

事業の

用に供しようとする期間

- ガニ性幸力その月に住る材を事業のP名
- 七 提案 に係る独立 ·行政法· 人等 非 識別加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 漏 え 1 の防 止 その 他当該独立行政法人等非 識別加工情

報の適切な管理のために講ずる措置

- 八 前各号に掲 げ Ź ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 個 人情 報保護委員会規 則で定め る事 項
- 3 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 書 面 に は、 次に掲げる書面その他個 人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければなら

ない。

- 第 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 前項第五号の事業が新たな産業の 創 出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資す

# るものであることを明らかにする書面

## (欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第一項の提案をすることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮 以上の刑に処せられ、 又はこの法律、 個 人情 報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七
- 号) 若しくは行政 機関 個 人情 報保護 護法 の規定により刑 に処せられ、 その執行を終わり、 又は 執 行を受

けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

兀 第四 十 兀 一条の十 一四のに 規定により /独立行 政法 人等非 識 別 加 工情報の利用に関する契約を解除され、 そ

の解除の日から起算して二年を経過しない者

五 行政機関個 人情報保護法第四十四条の十四 の規定により行政機関個 人情報保護法第二条第九項に規

定する行 政機関非 識別加工情報 (同条第十項に規定する行政機関非識 別加 工情報ファイルを構成する

ŧ のに限る。  $\mathcal{O}$ 利用 に関する契約を解除され、 その解除  $\mathcal{O}$ 日 から起算して二年を経過しない **、**者

六 法人そ  $\mathcal{O}$ 他 0 寸 体であ って、 その役員のうちに前各号の いずれかに該当する者があるもの

#### 提 案 0 審 査等)

第四十四条の七 独立行政法人等は、 第四十四条の五第一項の提案があったときは、 当該提案が次に掲げ

る基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

|条の五 第二項第三号の提案に係る独立行政法 人等非識別加 情報の本人の数が、 独立行政

工

第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

第四十四

法 人等非 識 別 加 工 情 報 の効果的 な活用 の観点か らみて個 人情 報保護委員会規則で定める数以上 一であ n

カゝ 提案に係る個 人情報ファ Ź ルを構 成する保有個 人情 報  $\mathcal{O}$ 本 人の数以下であること。

三 第四十 兀 条の 五. 第二項第三号及び第四号に 掲げる事項により特定され る加工の方法 が第四 十四 条の

十第一項の基準に適合するものであること。

兀 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民

生 活の実現に資するものであること。

五. 第四十四条の五第二項第六号の 期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみ

て個人情報保護委員会規則で定める期間を超えない ものであること。

六 第四 十 四条の五 第二項第五号の 提案に係る独立行政法 人等 非 識 別加 工 情 報 0 利用の 目 的 及び 方法並

び に同項第七号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の 本人の権利利益を保護するために適 切

なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、 個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 独立行政法人等は、 前項 の規定により審査した結果、 第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げ

る基準に適合すると認めるときは、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、 当該提案をし た者

に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

第四 十 兀 |条の 九 の規定により 独立行政法人等との間で独立行政法人等非 識別加工情報の利用に関す

る契約を締結することができる旨

前号に掲げるもののほか、 個人情報保護委員会規則で定める事項

3 独立行政法人等は、 第 項の規定により審査した結果、 第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に

掲げる基準 のいずれかに適合しないと認めるときは、 個 人情報保護委員会規則で定めるところにより、

当該 提案をした者に 対対 L 理由 を付り L て、 その旨を通 知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四十四条の八 個 人情報 ファイ ル 簿 に第四 干四四 条の三第三号に掲げる事 項の記載がある 個 人情 報ファイ

ル に係る第四十四条の五第一 項 の提案につい ては、 当該提案を当該提案に係る個 [人情] 報 ファイ ル を構 成

する保有個 人情報が 記録されてい る法人文書の独立行政法人等情報公開 法第三条の 規定による開 示  $\mathcal{O}$ 請

求と、 前 条 第二項  $\hat{O}$ 規定による通知を当該 法 L 人文書 の全部 又は一 部を開 示する旨の決定とみなして、 独

<u>\f</u> 行 政 法 人等情 報 公 開法 第十 应 条第 項及び第二項の 規定 を準 甪 する。 ک 0) 場合に お 7 て、 同 条第 項

中 独 立 行 政 法 人 等 は とあ る 0 は 独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政 法 人等 独 <u>\frac{1}{2}</u> 一行 政 法 人等 O保 有 す る個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 に

関 す る法律 律 第二 一条第 項に 規定する独 立行 政 法 人等を V 、 う。 次 領に お *(* ) て同 ľ は と読 み替える

のとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前 項に お 1 て準 用する独立行政法 人等情 報公開法第十四条第一 項又は第二項の規定により意見書の提

出  $\mathcal{O}$ 機会を与えら ħ た同 条第 一項に規定する第三者が第四十四 条 0 五第 項 の提案に係 る独 立 行 政 法

等非 識別 加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 作成に反対 の意思を表示し た意見書を提出したときは、 当該 提案に係る個 人情 報 フ

アイルから当該第三者を本人とする保有個 人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみ

なして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、 個人情報保護委員会規則で定め

るところにより、 独立行政法人等との間で、 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結

することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 独立 一行政法· 人等は、 独立行政法人等非識 別加 工情報を作成するときは、 特定の 個 一人を識

別することができないように及びその作成に用いる保有個 人情報を復元することができないようにする

ために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 当該保有個人情報を加工しなけ

ればならない。

2 前 項の規定は、 独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託し

た業務を行う場合について準用する。

、独立行政法 **公等非** 識 別 加 工情 報に関する事 項  $\mathcal{O}$ 個 人情 報 ファ イル 簿 0) 記 載

第四 + ·四条  $\mathcal{O}$ + 独 立行 政 法 人等は、 独 <u>\f</u> 一行 政 法 人等非 識 別 加 工 一情 報を 作 成したときは、 当該 独 立行 政

法 人等非 識 別 加 工 情報の作成に用 \ \ \ 、 た 保 有個 人情報を含む個 人情報ファイル については 個 人情 報ファ

イ ル 簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。 この場合における当該個人情報ファ 1 ル に ついて

の第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一条第一項の規定の適用に ついては、 同項中 「及び

第四 一十四条 の三各号」とあ るのは、 並 びに第四十四条の三各号及び第四十四 条の十一各号」とする。

独立 行 政法 人等非 識 别 加 工 情報 の概要として個 人情 報保 護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

作 成された独立 行政法人等非 識 別 加 工 情報をその 用に供して行う事業に関する提案等

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事 項が記載された独立行

政 法 人等非識別 加 工 情報をその 事 業の用に供する独立行政法 人等非識別 加 工情報取扱事業者になろうと

する者は、 独立行政法人等に対し、 当該事業に関する提案をすることができる。 当該独立行政法人等非

識 別加工情報について第四十四 条の九の規定により独立行政法人等非識 別加工情報の利用に関する契約

を締結した者が、 当該独立行政法人等非 識 別 加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも

、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は

前 「項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは 「第

号及び第四号から第八号までに」と、 同項第四号中 「前号に掲げるもののほか、 提案」 とあるのは

提案」と、 「の作成に用いる第四十四条の十第一 項の規定による加工の方法を特定する」 とあ るのは

を特定する」と、 同項第八号中 「前各号」 とあるのは 「第一号及び第四号から前号まで」と、 第四 十四四

条の 七第一項中「次に」とあるのは 第一 号及び第四号から第七号までに」と、 同項第七号中 前 各号

とあるのは 「第一号及び前三号」と、 同条第二項中「前項各号」とあるのは 「前項第一号及び第四号

カン ら第七号まで」と、 同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号ま

で」と読み替えるものとする。

(手数料)

規定により独立行政法人等非識 別 加加 工情! 報の利用に関する契約を締結する者は、 独立行 政法人等の定め

るところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、 実費を勘案し、 かつ、行政機関個人情報保護法第四十四条の十三の手数料の額

を参酌して、独立行政法人等が定める。

3

独立行政法人等は、

前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 独立行政法人等は、 第四 十四四 条の 九  $\mathcal{O}$ 規定により独立行政法人等非識 別加 工 一情報

の利

用に 関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該契約を解除することができ

る。

偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

第四十四条の六各号 (第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。) のいずれかに該当

することとなったとき。

 $\equiv$ 当該契約 に おい , て定 めら ħ た事 項に つ *(* \ て重大な違 反が あ ったとき。

# (安全確保の措置)

第四十四条の十五 独立行政法人等は、 独立行政法人等非 識別加工情報、 独立 行政法人等非 識 別 加 工 情 報

の作成に用 いた保有個人情報から 削除した記述等及び個 人識別符号並びに第四 十四 条  $\mathcal{O}$ + <del>·</del>第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

によ り行 った加 工 の方法に関する情報 (以下この条及び次条において 「独立行政法 人等 非 識 別 加 工 情

報

等 という。 0) 漏 えい を防止するために必要なものとして個 人情報保 護 委員会規則で定め る基準 に従

V ; 独立 行 政法 人等非 識 別 加 工 情 報等  $\mathcal{O}$ 適 切 な管理  $\mathcal{O}$ ために必 要な措置を講じ なけ れ ば ならな

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 独 立行 政 法 人等 か 5 独 立行 政 法 乙人等非 識 別 加 工 情 報等  $\mathcal{O}$ 取 扱 1  $\mathcal{O}$ 委託 を受けた者 が受

託した業務を行う場合について準用する。

## (従事者の義務)

第四十四条の十六 次に掲げる者は、 その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加 工情報等の内容

をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用 してはならない。

独立行: 政法 人等非識 別 加 工 情報等の 取 扱 į, に従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれ

# らの職にあった者

前条第二項 の受託業務に従事している者又は従事してい た者

第四 十五条中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を「独立行政法人等情報公開法」

に、「前章」を「第四章」に改める。

第四 十六条第二項中 「この法律」の下に「(前章を除く。 第四十八条第一項において同じ。)」 を加え

る。

第四 十七条の見出 しを  $\neg$ (独立: 行政法人等における個人情報  $\mathcal{O}$ 取扱いに関する苦情処理) に改める。

第四十八条の次に次の七条を加える。

( 第 四十四 条の 五. 第一項等 の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十八条の二 独立行政法人等は、 第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしよう

とする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、 当該提案に資する情報の提供そ

の他当該提案をしようとする者 の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

個 人情報保護委員会は、 前章 の規定の円滑な運用を確保するため、 総合的な案内所を整備するものと

2

する。

、独立行政法人等における独立行政法人等非識 別加工情 報の取扱いに関する苦情処理)

第四十八条の三 独立行政法人等は、 独立行政法人等における独立行政法人等非識別加 工情報の取扱いに

関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第四十八条の四 個 人情報保護委員会は、 独立行政法人等に対し、 前章の規定の施行の状況について報告

を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第四十八条の五 個 [人情] 報 保護委員会は、 前条に定めるも ののほか、 前 章 の規定の円滑な運用を確保する

ため 必要があると認めるときは、 独立行政法人等に対し、 独立行政法人等における独立行政法人等非識

別加 工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、 資料の提出及び説明を求め、 又はその職員に実

地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第四 十八条の六 個 人情報保護委員会は、 前 章 の規定の円滑 な運用を確保するため必要が あると認 め (数 ると

きは 独立 政法 人等に対 Ľ 独立 一行政 法 人等 に お ける独立 一行政法 人等非 識 別 加 工情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に つい

て、必要な指導及び助言をすることができる。

### (勧告)

第四十八条の七 個人情報保護委員会は、 前章の規定の円滑な運用を確保するため必要が あると認めると

きは、 独立行政法人等に対し、 独立 行政法人等における独立行政法 人等非 識 別加工情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に つい

て勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十八条  $\mathcal{O}$ 八 個 人情 報 保護 委員 (会は、 第四 十八 条の ) 四 か ら前条までの規定により 独立 行 政 法 人等に対

報告、 資料 (T) 提出 当若しくこ は 説 明  $\hat{O}$ 要求、 実地 調 査、 指導、 助言又は勧告を行うに当たっては、 学 問 0

自由を妨げてはならない。

2 個 報 の保護に関する法律第四十三条第一項の規定 の趣旨に照らし、 個 人情報保護委員会は、 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>

行政法人等が同法第七十六条第一 項各号に掲げる者 (それぞれ当該各号に定める目的で独立行政法 人等

非 識 別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して独立行政法人等非識 別加工情報を提供する行為につ

いては、その権限を行使しないものとする。

第五十条中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、 同条第二号中「第七条第二項」

の下に「若しくは第四十四条の十五第二項」を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三条 行政 |機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) の一部を次のように改

正する。

第五 条第 号 中 「記述等」 の 下 に (文書、 図 画若. しくは電 磁的 記録に記載され、 若しくは 記 録され、

又は 音 声、 動 作そ (T) 他の方法を用いて表された一切の 事項をいう。 次条第二 項において同じ。 を加え

同号の次に次の一号を加える。

の 二 行政機関 の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第九項

に規定する行政機関非 識別加 工情報 (同条第十項に規定する行政機関非識 別加 工情報ファイル を構り 成

するものに限る。 以下この号において 「行政機関非識別加工情報」という。) 若しくは行政機関非識

れ により ・特定の. 個 人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合することができ

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した

人等

同 条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法

 $\mathcal{O}$ 保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) 第二条第九項に規定する独立

行 . 政法· 人等非識 別加工情報 (同条第十項に規定する独立行政法人等非識 別加工情報ファ イル を構成す

る もの に限る。 以下この号に お いて 「独立行 政法. 人等非識 別 加 Ĭ 情 報 という。 )若しくは独立行政

いた同条第五項に規定する保有個

人情報

他

の情報

と照合すること

法

人等

非

識 別

加 工

情報

の作成に用

が でき、 それ により特定 )の個· 人を識別することができることとなるも 0) (他の情報と容易に照合する

ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。) か

5 削除 した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

第七 条中 「不開 示情報」の下に (第五条第一号の二に掲げる情報を除く。 を加える。

、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四 条 独立行政法 人等の保有する情報 の公開に関する法律 (平成十三年法律第百四十号) の 一 部を次のよ

うに改正する。

第五条第一号中 「記述等」の下に「(文書、 図画若しくは電磁的記録に記載され、 若しくは記録され

又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。 次条第二項において同じ。)」を加え

、同号の次に次の一号を加える。

に

規定する行政

機

関非

識別

加

工

情報

(同

条第十項に規定する行政機関

非

識別加

工

一情報

ハファ

1

ル

を構り

成

*の* 二 行政機関 の保有する個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) 第二条第九項

す んるも  $\mathcal{O}$ に限 る。 以下この号にお いて 「行政 機 関 非 識 別 加 工 一情報」 という。 若しくは行 政 機 関 非 識

別 加工 情 報の作成に用 **,** \ た同 条第五項に規定する保有個 人情 報 他 の情報と照合することができ、 そ

れ により特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合することができ

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。) カゝ ら削除 した

同 条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個 人識別符号又は独立行政 法 人等

 $\mathcal{O}$ 保有する個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号) 第二条第九項に規定する独立

行政法-人等非 識 別 加加 工情報 (同条第十項に規定する独立行政法人等非 識 別加工情報ファイ ル を構成する す

る ŧ 0) に 限 る。 以下この号に お į, 7 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法 人等 非 識 別 加 工 情 報 という。 )若しくは 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政

法 人等非 識 別 加 工情報 の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報 (他の情報と照合すること

が でき、 それにより特定の個人を識別することができることとなるもの (他の情報と容易に照合する

ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。) を除く。) か

5 削除 した同 条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個 人識 別符号

第七 条中 示 開 示情報」 の 下 に (第五条第一号の二に掲げる情報を除く。 を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律 は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。 ただし、 附則第三条及び第四条の規定は、 公布 の日から施行する。

(行政機関 の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

この 法律の施行の際現に第一 条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報 の保護に関する

る のに 保有 法 8 か 第五号に規定する記 律 0 つ 効 関 とあるのは . つ い 黑的 てい 、以下この条にお 係法 ての新行政 律 な活用による新たな産 る の整 同 条第六 「保有してい 備に 記録情報 V機関個· ,項に! いて 関する法律 規定す に新行 人情報保護法第十条第一 新 る」と、 行 業の る個 政 政 (平成二十八年法律第五 以機関個: 以機関個. 創出 人情 「あらかじめ」 . 人情! 設報ファ 人情 並びに活力ある経済社会及び豊 報保護法第二条第四 報保護法」という。 イルであって、 項の規定の適用については、 とあるのは 十一号) 新行 「行政機関等の 0) 項に規定する要配慮個 施 政機 第二条第一 行 後遅 カ 関 個 な国民生活 帯なく」とする。 人 同項中 情 項に規定する行 保有する個 報保護 の実現に資するた 「保有しようとす 法第 人情報を含むも 人情 + 報 条 政 機関  $\mathcal{O}$ 第 適 正 項 が

(政令への委任)

第三条 個 人情報 前条 ... つ ー に定め 体的 る ŧ な利用促進に係る措置 Ŏ 0 ほか、 こ の 法律 の施行に関 し必要な経過措置は、 政令で定める。

第四 条 政府は、 この 法律の公布後二年以内に、 個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五 十七号

地方公共団体、 第二条第五項に規定する個 同項第三号に規定する独立行政法 人情報取扱事 業者、 .人等及び同項第四号に規定する地方独立行政法 同項第一 号に規定する国 の機関、 同項第二号に 規定する 人が 深保有

する同条第 項に規定する個 人情 報 が · 体 的 に利 用されることが · 公 共  $\mathcal{O}$ 利 益 の増 進及び豊 か な国 民 生活  $\mathcal{O}$ 

実 現 に 特に資すると考えられる分野 に おけ る 個 人情報 の <u>ー</u> 体 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 促 進 0 ため  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講ず

2 個 . (人情: 報 の保護に関する法律及び 行政手続における特定 の個 人を識別するため Ó 番号 Ò 利 用 等に 関する

法 の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第六十五号) の施行の日までの間に おける前 項の規定の適

用につい 、ては、 同 項中 「第二条第五 項」とあるのは、 「第二条第三項」とする。

(鉄道抵当法等の一部改正)

第五 条 次に掲げる法律 .. (T) )規定· 中 「第二条第三項」 を 「第二条第五 項」 に改める。

- 鉄 道抵当法 (明治三十八年法律第五十三号) 第三十八条 ノ二第三項
- 二 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百二十九条
- $\equiv$ 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第五十条第四項
- 兀 鉱 業法 (昭和二十五年法律第二百八十九号) 第五十九条第六項
- 五. 道 路運送車 両 法 (昭和二十六年法律第百 八十五号) 第三十六条の 四第四 項
- 六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第八条の五第二

項

七 特定多目的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号) 第二十六条第 五 項

八 特 許法 昭昭 和三十 四年法律第百二十一号) 第百八十六条第四 項

九 意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号) 第六十三条第四 項

+ 商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) 第七十二条第四 項

+ 商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号) 第百四十一条

十 二 著作権 法 (昭 和四十五 年法律第四十八号) 第七十八条第九 項

十三 日本国と大韓 民 国との 間 0) 両 国 に隣接する大陸棚 の南 部  $\mathcal{O}$ 共 同 開 発 に関する協定の実施に伴う石油

及び 可燃性 天然ガス資源 の開 発に関する特 別措 置 法 昭 和 五 十三年法律第八十一号)第三十二条第六項

十四四 電子 情 報 処 理 組 織による登記 事 務処理の円滑化のため の措置等に関する法律 (昭和六十年 法 1年第三

十三号)第六条第二項

十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) 第四十八条第三項

十六 工業所有権 に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第十二条第五 項

十七 種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第五十三条第三項

十八 動産 及び債権  $\mathcal{O}$ 譲渡 の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成十年法律第百四号) 第十

#### 八条

十九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第

## 二十七条第五項

後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)

第十四条

<u>-</u> + -情報公開 報保護審査会設置法 (平成十五年法律第六十号) 第八条第三項第一号

(平成十三年法律第百二号) 第三十一条第四項

<u>-</u> + -

小型船舶

個

人情

の登録等に関する法律

二 十 三 不動 産 登記法 (平成十六年法律第百二十三号) 第百 五十五条及び附 則 第四 条第四 項

二十四 更生保護法 (平成十九年 法律第八十八号) 第九十六条の二 一第 項

二 十 五 日本年金機構法 (平成十九年法律第百九号) 第三十八条第九項及び第十項

個 人情報の保護に関する法律の一 部改正)

第六条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条中 「第三十六条第一項」 の 下 に  $\neg$ 行政機関 の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成

十 五 <u>77.</u> 一行 政 年 -法律第 法 人等 0) 五. 保 十八号) 有 す んる個 第四 人 十四四 情 報 条  $\mathcal{O}$ 0 保 十第 護 に . 関 する法 項 同 律第 条第二項に 匝 十 匹 条の お 7 + て準用する場合を含む。 第 項 (同 条第二項 に お 若し 1 7 Š 準 は 用 独

る場合を含む。)」を加える。

報

取

扱

事業者及び匿名加

工

情報取

扱事

業者

にお

ける」

に、

並

がに

を

行政

機関

の保

有

する個

人情

報

第六十一条第二号中 個 人情報及び」を 個 人情報取扱事業者における個 人情 報の取扱 が並 び に 個 人情

 $\mathcal{O}$ 保 護 に関す うる法律: 第二条第 項に規定す んる行政 機関 に お け る同 · 条第 九項に 規定する行政 機 関 非 識 別 加 工

情 報 同 条第 十項 E 規定する行 政 機 関 非 識 別 加 工 情 報 ファ 1 ル を 構 成するも Oに 限る。 0 取 扱 1 に 関 す

る監視 独 <u>V</u> 行 政 法 人等に お け Ź 独 立 行 政 法 人等  $\mathcal{O}$ 保 有 す る 個 人情報  $\mathcal{O}$ 保 護 に関 ず る法法 律 第 二条第 九 項 に

規定す る 独 <u>\\ \\ \\ \</u> 行 政 法 人 等非 識 別 加 工 情 報 (同 条第 十 項 に規定する 独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 法 人等 非 識 別 加 工 情 報 フ ア 1 ル

を構 成するも のに限 る。 0) 取 扱いに関する監督 並 立びに個さ 人情 設報及び 匿名. 加 工情! 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 する」 に

改める。

行 政 手 続 に お け る特定  $\mathcal{O}$ 個 人を識 別するための 番号の 利 用等に関 する法 律の一 部改正)

第七条 行政手 続に おける特定 0 個 人を識別するため Ó 番号 の利用 等に関する法律 (平成二十五年法律

十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第四項に規定する個人情報ファイル」を「第二条第六項に規定する個人情報フ

アイル」に改める。